

貝塚市結婚新生活支援補助金チェックシート

【対象者】

7つ全てに☑がついた場合、本補助金の支給対象者になります。

<input type="checkbox"/>	1.令和8年3月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている ※ 戸籍全部事項証明書（婚姻届受理証明書）または、貝塚市パートナーシップ宣誓書受領書の提出が必要
<input type="checkbox"/>	2.婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下である
<input type="checkbox"/>	3.申請時に夫婦の双方又は一方が、貝塚市内の『婚姻を機に夫婦が生活を送る住宅の所在地』に住民登録を行っている
<input type="checkbox"/>	4.夫婦の令和7年1月から12月の合計所得が500万円未満 ※ 令和8年4月1日から5月29日の間は令和6年1月から12月の合計所得で審査する
<input type="checkbox"/>	5.夫婦ともに貝塚市での市税に未納がない ※ 市税に未納がないことの証明書の提出が必要
<input type="checkbox"/>	6.夫婦ともに特定の講座を受講、または相談を行っていること 対象の講座・相談は以下のとおり ① ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換会を含む。） ② プレコンセプションケアに関する講座の受講 ③ 医療機関への妊娠・出産に関する相談 ④ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講 ※ 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム受講証明書の提出が必要
<input type="checkbox"/>	7.生活保護による住宅扶助等を受けていない

【提出書類】

以下の書類の提出が必要です。

<input type="checkbox"/>	必須	誓約書（様式第 14 号）
<input type="checkbox"/>	必須	戸籍全部事項証明書（あるいは、婚姻届受理証明書）または、貝塚市パートナーシップ宣誓書受領書の写し
<input type="checkbox"/>	対象者のみ	世帯全員の住民票 ※ 申請時に市外に住民登録をしているかたのみ提出が必要
<input type="checkbox"/>	対象者のみ	所得証明書 ※ 令和8年1月1日に他市町村で住民登録を行っていたかたのみ提出が必要
<input type="checkbox"/>	必須	夫婦の市税に未納がないことの証明書
<input type="checkbox"/>	必須	住宅取得の場合 ⇒ 物件の売買契約書、建物の登記事項証明書の写し 住宅賃貸借の場合 ⇒ 物件の賃貸借契約書の写し 引越、リフォーム ⇒ 引越、リフォームに関する契約書の写し
<input type="checkbox"/>	必須	対象費目の支払いが確認できる書類
<input type="checkbox"/>	必須	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム受講証明書（様式 15 号）
<input type="checkbox"/>	対象者のみ	住宅手当支給証明書 ※ 賃貸借費用の補助を希望される申請者・配偶者で、現在住宅手当を受給している、または不明なかたのみ提出が必要
<input type="checkbox"/>	任意	貸与型奨学金の返還が分かる書類等 ※ 提出があった場合、夫婦の合計所得から奨学金の返済額を引いた金額で所得審査を行います

【対象費目】

以下の費目が補助の対象になります。

<input type="checkbox"/>	<p>住宅取得費用 婚姻日から遡り一年以内または婚姻後に、夫婦のどちらか一方が契約者となって住宅取得の手続きを行っている</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 契約者が夫婦のどちらかになっているか・ 契約日が婚姻日から遡って一年未満あるいは婚姻後になっているか・ 住宅の住所が住民登録地と同じ場所になっているか
<input type="checkbox"/>	<p>住宅賃貸借費用 婚姻日から遡り一年以内または婚姻後に、夫婦のどちらか一方が契約者となって賃貸借契約の手続きを行っている</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 契約者が夫婦のどちらか一方になっているか・ 契約日が婚姻日から遡って一年未満あるいは婚姻後になっているか・ 賃貸の住所が住民登録地と同じ場所になっているか
<input type="checkbox"/>	<p>引越費用 婚姻日から遡り一年以内または婚姻後に、引越し業者あるいは引越し用の荷物を運ぶために宅配業者を利用している</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 契約者が夫婦のどちらかになっているか・ 契約日が婚姻日から遡って一年未満あるいは婚姻後になっているか
<input type="checkbox"/>	<p>リフォーム費用 婚姻後、新たに生活を送るために、夫婦のどちらかが業者に修繕・増築・設備・更新等の工事を依頼した</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 契約者が夫婦のどちらかになっているか・ 契約日が婚姻日から遡って一年未満あるいは婚姻後になっているか・ リフォームをする場所が、住居部分になっているか <p>【注意！】費用の対象外になる工事について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 倉庫、車庫に係る工事費用・ エアコン、洗濯機等の家電購入、設置費用 等